

平成13年12月20日

規則第56号

改正 平成16年9月29日規則第52号

平成26年6月30日規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例（平成13年茅ヶ崎市条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の公募)

第2条 市長は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を指定しようとするときは、公募するものとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(平16規則52・全改)

(規則で定める書類)

第3条 条例第4条に規定する規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当該団体の概要書
- (2) 当該団体の活動の実績書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(平16規則52・全改)

(指定管理者の指定等の公告)

第4条 市長は、指定管理者の指定をしたとき又はその指定を取り消したときは、遅滞なくその旨を公告するものとする。

(平16規則52・追加)

(ロッカー使用の申請等)

第5条 条例第10条第1項の規定によりロッカーの使用の承認を受けようとする者は、茅ヶ崎市民活動サポートセンターロッカー使用申請書により指定管理者に申請しなければならない。

2 前項に規定する申請書は、使用しようとする日の1月前から前日までにおける開館日に提出しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、第1項の規定による申請があった場合において、使用の承認をするときはその旨を、使用の承認をしないときはその旨及び承認をしない理由を、茅ヶ崎市民活動サポートセンターロッカー使用決定書（以下「使用決定書」という。）により申請者に通知するものとする。

4 ロッカーの使用の決定は、申請の順に行う。ただし、使用することができるロッカーの数を超える数の者が同時に申請をしたときは、これらの者の協議により、又は抽選により申請の順を決定するものとする。

(平16規則52・旧第4条繰下・一部改正)

(使用の取消し)

第6条 ロッカーの使用の承認を受けた者は、ロッカーの使用を取り消そうとするときは、茅ヶ崎市民活動サポートセンターロッカー使用取消届に使用決定書を添えて指定管理者に提出しなければならない。前条第2項の規定は、この場合について準用する。

(平16規則52・旧第5条繰下・一部改正)

(使用の承認の取消し等)

第7条 指定管理者は、条例第11条の規定によりロッカーの使用の承認を取り消し、又は使用を中止させるときは、茅ヶ崎市民活動サポートセンターロッカー使用取消・中止決定書により、遅滞なくその旨及び理由を当該使用の承認を受けた者に通知しなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

(平16規則52・追加)

(利用料金の納付)

第8条 ロッカーの使用の承認を受けた者は、指定管理者が指定する期日までにロッカーの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

(平16規則52・追加)

(利用料金の還付)

第9条 条例第13条ただし書の規定による利用料金の還付は、次の各号に掲げる場合に行うものとし、その額は、当該各号に定める額とする。

- (1) 指定管理者が災害その他ロッカーの使用の承認を受けた者の責めに帰することのできない理由によりロッカーを使用することができないと認めたとき。既納の利用料金の額のうち指定管理者がロッカーを使用することができないと認めた期間(その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)に係る利用料金に相当する額
- (2) 指定管理者が条例第11条第5号の規定によりロッカーの使用の承認を取り消したとき。既納の利用料金の額のうち指定管理者がロッカーの使用の承認を取り消した日からロッカーの使用の承認をした期間の末日までの期間(その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)に係る利用料金に相当する額
- (3) 指定管理者が条例第11条第5号の規定によりロッカーの使用を中止させたとき。既納の利用料金の額のうち指定管理者がロッカーの使用を中止させた日から中止を解除した日までの期間(その期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)に係る利用料金に相当する額
- (4) ロッカーの使用の承認を受けた者が第5条第2項に規定する受付期間の終期までに使用の取消しの届出をしたとき。既納の利用料金の額の10分の8に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、その端数の額を10円に切り上げた額)

- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特別の理由があると認めたとき。その都度指定管理者が定める額

2 条例第13条ただし書の規定による利用料金の還付を受けようとする者は、茅ヶ崎市民活動サポートセンターロッカー利用料金還付申請書に使用決定書を添えて指定管理者に申請しなければならない。

3 第5条第3項の規定は、前項の規定による利用料金の還付の申請があった場合について準用する。この場合において、同条第3項中「茅ヶ崎市民活動サポートセンターロッカー使用決定書(以下「使用決定書」という。)」とあるのは「茅ヶ崎市民活動サポートセンターロッカー利用料金還付決定書」と読み替えるものとする。

(平16規則52・旧第6条繰下・一部改正、平26規則26・一部改正)

(使用者の遵守事項)

第10条 茅ヶ崎市民活動サポートセンター(以下「サポートセンター」という。)を使用する者(以下「使用者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) サポートセンターの施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれのある行為をしないこと。
- (2) 承認を受けないで附属設備及び備付けの器具を移動しないこと。
- (3) 承認を受けないで壁、柱、窓等にはり紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。

- (4) 指定された場所以外の場所に立ち入らないこと。
- (5) 指定された場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (6) 危険物及び不潔物を持ち込まないこと。
- (7) 指定された場所以外の場所で飲食又は喫煙をしないこと。
- (8) 騒音、怒声等を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) その他関係職員の指示に従うこと。

(平16規則52・旧第7条繰下・一部改正)

(損傷等の届出)

第11条 使用者は、施設等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨及び理由を市長に届け出て、その指示を受けなければならない。

(平16規則52・旧第8条繰下)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、サポートセンターの管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平16規則52・旧第9条繰下)

附 則

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月1日から施行する。
- 2 サポートセンターのロッカーの使用の承認に関する手続については、この規則の施行の日前においても、この規則の例により行うことができる。

附 則 (平成16年規則第52号)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 指定管理者の指定のために必要な行為は、この規則の施行前においても、改正後の茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例施行規則の例により行うことができる。

附 則 (平成26年規則第26号) 抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の茅ヶ崎市民活動サポートセンター条例施行規則第9条第1項の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた同条第2項の規定による申請に係る利用料金の還付について適用し、施行日前にされた同項の規定による申請に係る利用料金の還付については、なお従前の例による。